

看護学オープンセサミシリーズ⑤健康支援と社会保障制度

追 補

上記教材の以下の箇所について、改正がございましたので、お知らせいたします。

東京アカデミー教材作成部門

<2024年6月17日判明分：該当箇所>

改正予防接種法施行令が令和6年4月1日に施行され、以下が変更となりました。

●p.90 **3** 定期の予防接種 表

B類疾病に以下を追加。

対象疾病	対象年齢	標準の接種回数
新型コロナウイルス感染症	原則 65 歳以上	毎年度 1 回

※上記に関連して、p.89 **2** 日本で接種可能な感染症ワクチンの種類 表も以下が変更となります。

新型コロナウイルスワクチンは mRNA ワクチンにあたるため、「mRNA ワクチンは定期接種」となります。

●p.127 **2** 指定難病 および

p.129 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病一部抜粋 表

指定難病に3つの疾病が追加され、341疾病となりました（令和6年4月1日現在）。

●p.129 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病一部抜粋 表
疾患番号54の疾患が「成人発症スチル病」に変更になりました（令和6年4月1日より）。